

電子カルテや電子処方箋の 導入にあたって参考となるIT用語集

令和8年4月1.0版
厚生労働省 医薬局

改訂履歴

版数	改訂年月日	該当箇所	主な改訂内容
1.0	2026/4/6	全体	初版作成

1. 電子カルテシステムの導入にあたって参考となる用語

2. 電子処方箋システムの導入にあたって参考となる用語

電子カルテシステムとは

電子カルテシステム

電子カルテシステムとは、診療録を、パソコンでまとめて記録・管理する仕組みです。紙で記録・管理する場合と比較し、検索性の向上、データとして保管・管理ができることにより物理的な保管スペースが不要、バックアップや復元ができることによってデータ紛失等のリスクが低減されるなどのメリットが期待できます。

紙で管理する場合



- 該当の患者のカルテを検索するのに時間を要する
- 紛失、盗難、火災、水漏れ等が起きた場合、復元できない
- キャビネット等の中で物理的に管理する
- カルテを同時に複数の医師で閲覧しづらい
- 医師によって書き方にバラつきがある

電子で管理する場合 (電子カルテシステム)



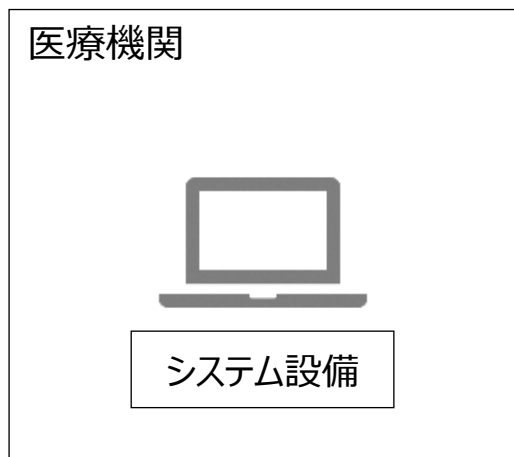
- 検索性が向上する
- バックアップ・復元ができ、紛失等のリスクが低くなる
- データとして保管・管理が可能
- カルテを同時に複数の医師が閲覧可能
- 医師が入力する項目を統一することができる

電子カルテ等システムの設置や運用の仕方に関する用語

オンプレミス

オンプレミスとは、自施設内にシステム設備を設置し、運用（セキュリティ対策や障害対応等）は医療機関にて行う必要があります。システム設備の購入代金がかかります。

オンプレミス

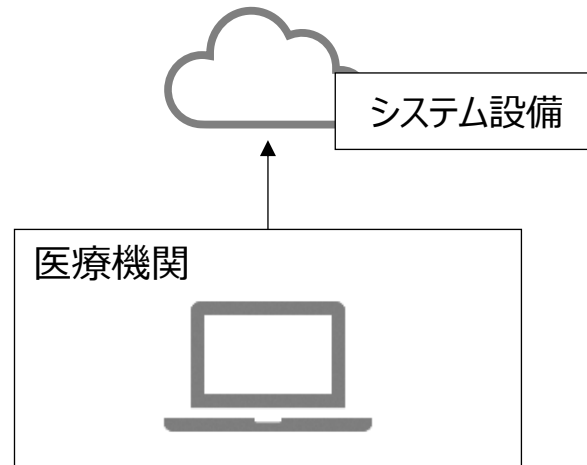


医療機関側がシステム設備を設置し、それぞれのシステムにおいて、時にシステム事業者とも連携しながらセキュリティ対策やデータバックアップ等の対応を医療機関がします。

クラウド

クラウドとは、クラウド事業者がシステム設備を用意しており、医療機関側はPC端末等からインターネットを經由して利用します。運用（セキュリティ対策や障害対応等）については、クラウド事業者側にて行います。自院で保有・管理するシステム設備を削減できるため、初期費用を抑えつつ、クラウド事業者の設備を利用した分だけ支払うことになります。

クラウド



クラウド事業者がシステム設備を用意し、セキュリティ対策やデータバックアップ等の運用を一括対応をすることで、オンプレミスに比べて、医療機関での対応手間を省くことができます。

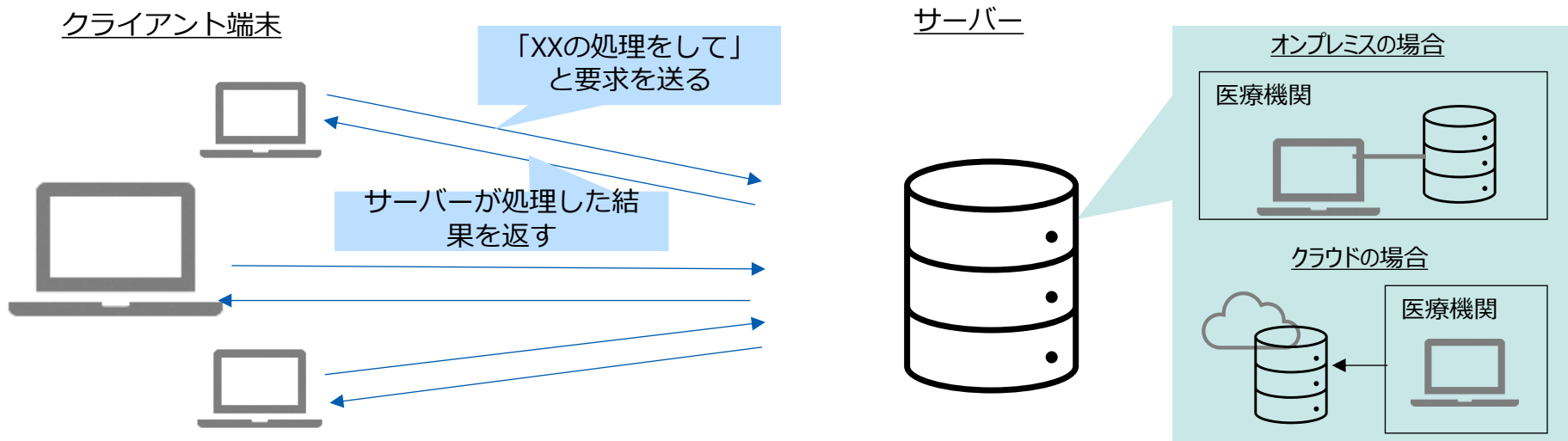
操作する端末（クライアント）と処理を行うコンピュータ（サーバ）に関する用語

クライアント/サーバ

クライアントとは、医療機関等が実際に操作するための端末（パソコンやタブレットなど）です。文字を入力する等をし、その情報をサーバに送ることで、サーバで処理が行われ、サーバからもらった情報（処理の結果）を画面で見たりする等の役割を担っています。

サーバとは、医療機関が入力した情報を保存したり、更新したり、必要な情報を探す等の処理をまとめて行うコンピュータのことです。

私たちが普段使っている Web サイトやメールなどのサービスは、クライアントが「これをして」とサーバに依頼を送り、サーバが処理して結果を返すという仕組みで動いています。



この構成を取ることで、クライアント端末側で複雑な処理を行う必要がなくなり、どの端末からでも同じサービスを利用でき、システム全体を効率的に運用できます。

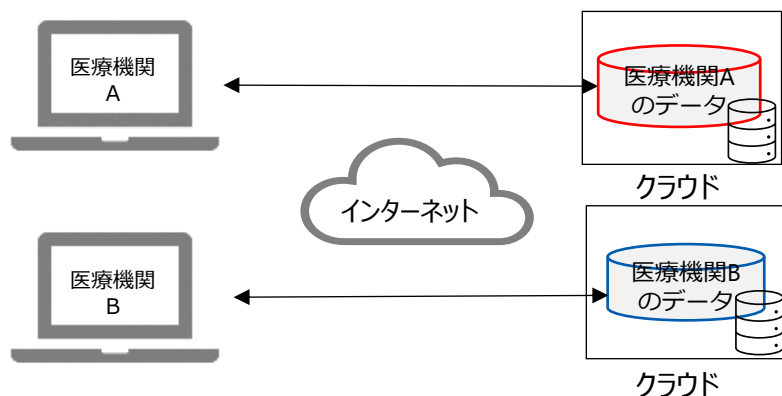
また、前頁記載の内容と同様に、オンプレミスの場合は自施設内にシステム設備（ここではサーバ）を設置して利用しますが、一方で、クラウドの場合はクラウド事業者が用意したシステム設備（ここではサーバ）にインターネットを通じて利用する形式となります。

複数の医療機関で共有するシステムの仕組みに関する用語

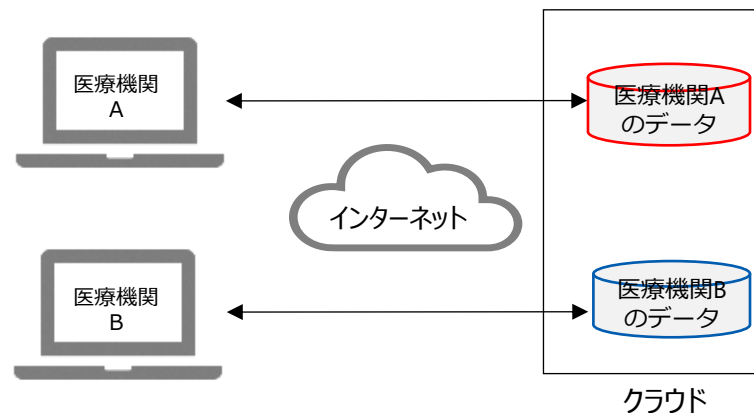
マルチテナント

マルチテナントとは、1つのシステムを、複数の医療機関（テナント）で共同で使う仕組みのことです。クラウド事業者側が複数の医療機関分のシステムを一括で運用できるため、1つのシステムを1医療機関が占有するよりも賢く分け合って利用でき、医療機関は低コストで利用することが可能となります。

1つのシステムを占有する仕組み（シングルテナント）



マルチテナント



※マルチテナント方式の場合でも、システム内部では医療機関毎にデータが分離されており、他のユーザーから見られることはありません。

(参考) セキュリティ対策の必要性

皆さまにお使いいただくシステムを安全な状態に保つためには、パスワードを知らないとシステムを利用できないようにすること、情報の漏洩や改ざん等が生じないようにすること、データ紛失時に備えてバックアップを取っておくこと等、適切な対策を講じることが重要となります。

セキュリティ上安全な状態を維持するための技術的な対策 (例) ※一部のみ記載

情報管理



推察されづらいパスワードとし、定期的に変更する。

ソフトウェア対策



ソフトウェア (プログラム) が最新の状態で適切に管理されている。

バックアップ



非常時に備えバックアップ (データのコピー) を行う。

利用者の証跡記録



システムの利用者がログインした時刻、アクセス時間、ログイン中に操作した医療情報等を特定できるように記録する。

ネットワーク対策 [p.9 参照](#)



安全性が確認できるネットワーク機器を利用する。

電子署名等 [▶p.11,12 参照](#)



医師等が電子文書を記録したことを証明するための署名・押印を電子的に実施する。

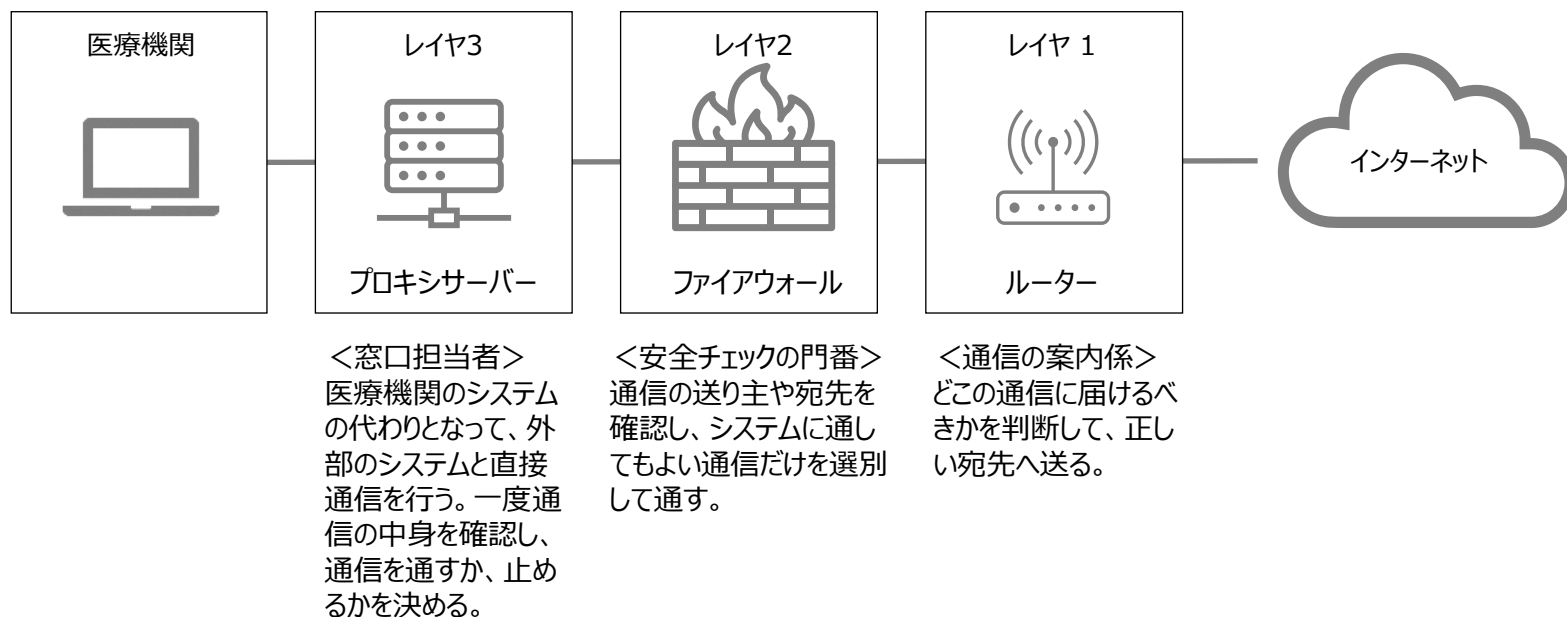
外部からの不正な通信から守る技術に関する用語

プロキシサーバー

ファイアウォール

ルーター

コンピュータウイルス等の不正ソフトウェアは、電子メール、ネットワーク、USBメモリ等の可搬媒体等を通して医療情報システム内に入る可能性があります。不正ソフトウェアの侵入に対し適切な保護対策を講じることで、システムダウン、情報の漏洩や改ざん、情報の破壊、資源の不正使用などの重大な問題の発生を防ぐことができます。そのため、医療機関のシステムがインターネットを介して外部と通信する場合、外部からの不正な通信から守る下記のような技術があります。



複数の層（ルーター→ファイアウォール→プロキシサーバー）で外部からの不正な通信を段階的にブロックすることで、サイバー攻撃が内部システムに到達する可能性を低減します。

1. 電子カルテシステムの導入にあたって参考となる用語

2. 電子処方箋システムの導入にあたって参考となる用語

電子文書の署名・押印を電子的に行い、改ざんを防止する仕組みに関する用語

電子署名

電子署名とは、電子的に文書をやり取りするにあたり、正当な者が文書を記録したことを証明するため、従来の紙への署名または記名・押印を電子的に実施することをいいます。また、文書が改ざんされていないことも証明することができます。

紙の文書の場合

紙へ署名または記名・押印等を行う。



電子文書の場合

“電子署名”を行う。※



※一般的に、紙の書類に電子印鑑の印影がプリントアウトされているだけでは、法令上の署名または記名押印の要件を満たしません。

電子署名は、
安心・安全に電子文書を
やり取りするために
よく使われる技術です！



電子文書に確定日時を付与し、改ざんがないことを証明する仕組みに関する用語

タイムスタンプ

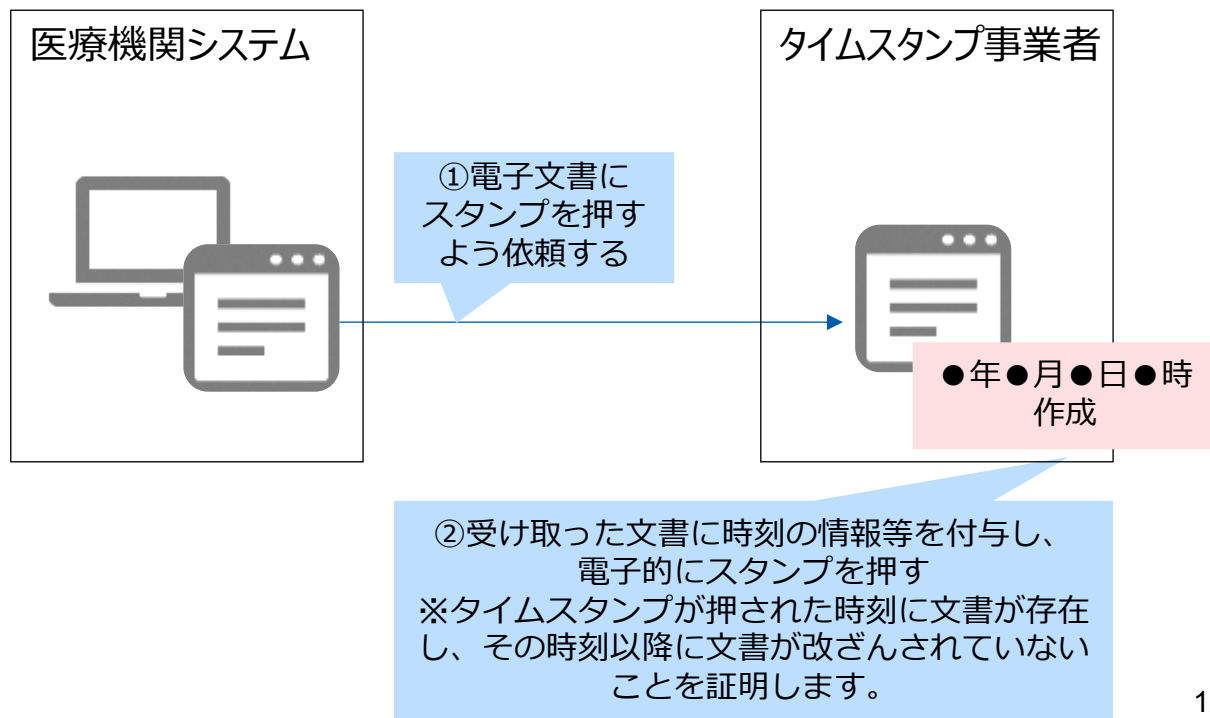
タイムスタンプとは、従来、紙文書に「○年○月○日○時 作成」と日時スタンプを押していた作業に代わって、「電子文書がタイムスタンプが付与された日時に確実に存在し、それ以降で書き換えられていないこと」を証明するため、電子的に日時スタンプを付与することを言います。

紙の場合



●年●月●日●時
作成

電子の場合



医薬品データの管理に関する用語

医薬品コード/医薬品マスタ

医薬品コードとは、それぞれの医薬品を識別する番号（例：2149039F1180）のことです。
また、当該コードに設定する形で、医薬品の名称や単位（規格）、剤形等を一覧で管理したものを医薬品マスタといいます。
薬の名前だけで管理している場合、施設毎に書き方がずれていたりすることで、意図したもの以外の医薬品と取り違えが起きてしまう可能性があります。医薬品コードによって、どの施設でも一意に医薬品を特定できるようになります。

電子カルテシステムの画面
上に表示されます

医薬品マスタ

電子処方箋管理サービスに
コードが連携されます

コード	名称	単位	剤形	レセプト電算処理システム用コード	YJコード
A	医薬品名称A	単位A	剤形A	レセプト電算コードA	YJコードA
B	医薬品名称B	単位B	剤形B	レセプト電算コードB	YJコードB
C	医薬品名称C	単位C	剤形C	レセプト電算コードC	YJコードC
D	医薬品名称D	単位D	剤形D	レセプト電算コードD	YJコードD
E	医薬品名称E	単位E	剤形E	レセプト電算コードE	YJコードE
F	医薬品名称F	単位F	剤形F	レセプト電算コードF	YJコードF

※1 レセプト電算処理システム用コード：医療機関が審査支払機関に電子レセプトを提出する際などに、レセプト電算処理システムで使用する9桁のコード。

※2 YJコード：医薬品それぞれにコードを付与したもの。薬価基準収載医薬品コード(※3)と同じ12桁で、銘柄別にコードが付与される。

※3 薬価基準収載医薬品コード：厚生労働省が医薬品の薬価を決定し、健康保険が適用される医薬品として収載する際に付与されるコード